

第2回「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議 会議要旨

1 会議名称

「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議

2 開催日時

令和6年6月28日（金） 13:30～15:30

3 開催場所

広島市役所14階第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員氏名

作野広和委員（座長）、伊藤敏安委員、デラコルダ川島ティンカ委員、丸山法子委員

(2) 事務局

企画総務局 地域活性化調整部長、コミュニティ再生課長

(3) オブザーバー

市民局市民活動推進課長、健康福祉局地域共生社会推進課長、健康福祉局監査指導課長、教育委員会指導第一課長、教育委員会指導第二課長

5 議題（公開）

- (1) 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の骨子（たたき台）について
- (2) 条例骨子の作成に係る主な論点について
- (3) 地方自治法の一部を改正する法律（「指定地域共同活動団体」制度）の概要について

6 傍聴人の人数

1人

7 会議資料名

資料1 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の骨子（たたき台）について

資料2 条例骨子の作成に係る主な論点について

資料3 地方自治法の一部を改正する法律（「指定地域共同活動団体」制度）の概要について

8 各委員の発言の要旨

- (1) 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」の骨子（たたき台）について

事務局が資料1『広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）』の骨子（たたき台）について」を説明

(作野座長)

- ・本日の議事は、議事(1)のほかに、議事(2)で「条例骨子の作成に係る主な論点について」がある。議事(3)もあるが、議事(3)は報告的な内容であり協議する要素は少ないと思う。
- ・本日しっかり御議論いただきたいのは議事(2)で、ここにかかなりの時間を割きたいと考えている。本来ならば議事(1)は有識者会議で検討すべき内容そのものであるが、本日は議論の時間が十分にとれそうにない。
- ・このため、本日はこの議事(2)の議論を重点的に行って、次回の有識者会議では、本日の議論の内容を資料1に追記していき、骨子が出来上がっていくという考え方で進めていきたい。
- ・よって、本日は、資料1は有識者会議の進め方や事実関係の確認のみとしたい。委員の皆様には、これまで前回の有識者会議と意見照会の2回にわたって意見聴取をさせていただいた結果報告が資料1であると御理解いただき、委員の皆様には何か確認すべき事項等があれば発言をお願いしたい。
- ・例えば、委員の意見のまとめ方や趣旨が違わないのかとか、あるいは条例を作っていく上で、時間的なことや色々な意見の聴取の仕方など、そういったことについてでも結構だが、いかがか。
- ・事務局から何か補足はあるか。

(事務局)

- ・特に補足はない。

(作野座長)

- ・事務局にお尋ねするが、例えば、前文、目的から財政上の措置まである条例の構成自体も、この場で検討した結果で増えたり減ったりする、そういうことも可能性としてはあるのか。

(事務局)

- ・そういった議論をしていただくために資料1の2ページに「他の政令指定都市における地域コミュニティ活性化に関する条例について」の一覧表を記載しており、そのような御意見もお聴きしたいと考えている。

(伊藤委員)

- ・資料1については事前に送付があり、追加、補足等の確認依頼があったため、次回以降、それぞれ項目別に議論していけばよいと考えている。

(デラコルダ川島委員)

- ・同じ意見である。

(丸山委員)

- ・同じ意見である。

(作野座長)

- ・資料で意見照会すると、どうしても個々の表現や文言を追ってしまい、それは非常に大事なことだが、一方で、全体の構成とか、そういう全体を見たときの足りないものとか、あるいは、バランスが取れてないのではないのかといった要素があると思うので、資料1については

次回以降もしっかり議論することにさせていただく。

- ・それでは、委員の皆様の御理解をいただいたので、委員には議事(2)でしっかり御発言いただくこととし、議事を進めさせていただく。

(2) 条例骨子の作成に係る主な論点について

事務局が資料2「条例骨子の作成に係る主な論点について」を説明

(作野座長)

- ・議事(2)では、3つの論点別に議論を行うこととする。また、資料1の内容に関連することでもよいので御発言いただきたい。
- ・まず論点1の「地域コミュニティと多様な主体との連携や協働について」では、条例における地域コミュニティと多様な主体との連携や協働への言及について、どこまで具体性を持たせるべきかということについて議論していきたい。
- ・非常に大括りな議論であるが、最も重要な論点であると考えてもいいかと思う。補足資料1はあくまで補足であるため、これを基に議論するというよりは、これも参考にしながらひろしまLMOがどうあるべきかという議論にしていきたいと思うがどうか。

(伊藤委員)

- ・多様な主体が1つのコミュニティを形成しているのだから、「地域コミュニティと多様な主体」と並列で表現するのは適切なのか。

(事務局)

- ・先ほど補足資料で説明したひろしまLMOのように、コミュニティ内やそのコミュニティに普段入っていない方も含めて連携していくということを意図した表現と捉えていただければと思う。

(デラコルダ川島委員)

- ・「地域コミュニティ」の定義とは、という問題に戻ってしまう。「地域コミュニティ」という言葉に、その地域のみなを含んでいるかどうかということであり、それが明確にできたら、地域コミュニティと多様な主体の対立がなくなると思う。「地域コミュニティ」という言葉の中に多様な人が含まれていたら、そういう表現は必要ないのではないか。

(作野座長)

- ・整理すると、地域コミュニティ内の多様性を担保する必要があるが、現状担保されていない一方、地域コミュニティを一つの主体として捉えたと、その地域コミュニティと、さらにその外側との連携や協働もあり得るということで、2つの意味があると受けとめた。
- ・前者が重要で、地域コミュニティが弱体化するとか崩壊するというようなことが議論されているが、そもそもその地域コミュニティへの所属意識がない、あるいは逆に従来型の地域コミュニティが長年住んでいた人以外を排除するような現実もある。
- ・そういったところに非常に問題があるのではないかということが、今の短い議論の中で浮かび上がったのではないかと思う。事務局から何か見解などあるか。

(事務局)

- ・今後、弱体化する可能性がある今の地域コミュニティを、先ほど補足説明で御紹介させていただいた大林学区のように、多様な主体の連携によって盛り上げていくということもある一方、その地区の方たちで構成された通常的地縁組織を中心とした活動も想定される中で、多様な主体との連携、協働について条例でどう規定をしていくかという観点で御議論いただきたい。

(伊藤委員)

- ・今から議論すればいいと思うが、当初は論点1のように、多様な主体が参画しながら、共創、協働の自覚をもって主体的に取り組んでいくから、(千葉市の条例にあるように)「わたしたち」の中に正に多様な主体が入ってくると思っていた。その1つの核を担うのがひろしまLMOという理解をしていた。しかし、ひろしまLMOをこの条例の目玉や特徴としてもっと打ち出すのであれば、条例での書きぶりとかこの論点の扱いは少し変わってくるのではないかと思っている。
- ・ひろしまLMOは小学校ベースでのカバー率はどれくらいか。

(事務局)

- ・全小学校区140学区のうち34学区でひろしまLMOが設立されており、約4分の1のカバー率となっている。

(伊藤委員)

- ・ひろしまLMOの設立について、100パーセントを目指すのであれば、むしろひろしまLMOをもっと前面に押し出して条例の特徴にしていくことも考えられる。ひろしまLMOを核として、多様な主体が参加する仕組みを工夫していくという書きぶりも考えられる。現在の条例骨子たたき台の「目的」でもその辺がはっきりしていないので、早めに議論しておく必要があるのではないかと思う。

(作野座長)

- ・議論を整理すると、多様な主体が参画できるようなプラットフォームの1つの核としてひろしまLMOが存在するが、ひろしまLMO以外にもそういう主体が存在することを排除するものではない。一方で、市の政策としては140学区の全てでひろしまLMOを設立しようという方向性であると私は思っているが、市の政策としての見通しを教えてください。

(事務局)

- ・市の施策としては、140小学校区全ての設立を目指している。現在ひろしまLMOの認定を受けた学区が34で、立上げ支援をしている学区が25であり、これらを合わせてもまだ140学区の半分にも至っていないが、今後も引き続き、140学区を目指していくという方向性である。

(作野座長)

- ・そういう方向性が明確であるならば、ひろしまLMOの位置付けとか役割、それを反映するとなると、今の論点は地域コミュニティとは何かというようなところではあるが、その先に

ひろしまLMOに持たせる権限や位置付けをどうするかということは、今後の広島市の地域コミュニティ政策を左右するものになってくると思う。

- ・他の自治体でもいわゆる連合自治会と地域運営組織との関係でこういった点が常に問題になるところである。その点を整理しておきたい。

(丸山委員)

- ・ひろしまLMOに持たせる権限とか位置付けをもっと明確にしていくことによって、140学区全てを網羅した小地域をカバーする組織が出来上がっていく。それが広島らしいコミュニティを実現していく足がかりになるのではないかと確認できたので、それを踏まえた条例を作っていないと、理想だけを描いて実動に結び付かないようなものだとあまり意味がないと思うので、前のめりな書きぶりでもいいのかなと思った。
- ・先ほど他の政令指定都市との比較を一覧で出しているのを拝見すると、コロナ禍以前に成立したものがいくつかあって、この数年間で大きくコミュニティのあり方が変わってきている。その辺を反映して、日本の都市政策の中での地域コミュニティのあり方の実現に向けていち早く駒を進めている広島市の姿勢を、条例の中で表現できたらいいのではないかと考えた。
- ・地域コミュニティと多様な主体との連携や協働への言及について、どのように連携し、誰と協働するのか、それを表現していこうと思うと何でもありになってしまい、あまり意味がないので、逆に、制限されることなく主体となる可能性と役割があるということを何らかの形で入れていくといいかと思う。誰だって、どんな団体だって、どういう組織体であろうとも、ひろしまLMOの一員として活躍できるチャンスがあるという可能性を引き出すような文言が入ってもいいのではないかと思う。

(作野座長)

- ・各委員の御発言で、この条例が持つ役割や位置付けがある程度明確になったと思っている。例えば、140学区でのひろしまLMOの設立は当然網羅して目指すべきで、ひろしまLMOについて一定の権限、役割、位置付け等を明記するかどうかは別として、それらを有することによってひろしまLMOの立ち位置もはっきりしてきて、地域コミュニティを市全体として主体的に作っていくことができるという方向性は見えてきた。
- ・条例に何をどこまで書くかということ踏まえてアウトプットとして書いていかなければならないため、その辺りを見据えて議論していきたい。

(伊藤委員)

- ・幅広くみんなが参加する、取り組むという理念自体は重要だが、これだけだと具体的な行動計画にはつながりにくいと思う。他都市の条例を批判するわけではないが、中にはすごく抽象的な表現にとどまっていて、何をしたいのかが市民に伝わってこないようなものもあった。このため、ひろしまLMOをもっと前面に出せば、ひろしまLMOを核としてみんなが参加し、市民の一員、地域コミュニティの一員としての自覚を持った上で、具体的な行動計画につながりやすいという点で、ひろしまLMOをもっと表に出してもいいと思う。
- ・今、子どもがどんどん減って行って、小学校区という単位が成り立つのかどうか。10年、20年単位で考えたときに、次の段階も考えておく必要があるのではないかと思う。

(作野座長)

- ・小学校区は空間なので、小学校はなくなってもエリアは残ると思うが、エリアとその小学校の有無との関係はどのように考えているのか。

(事務局)

- ・市では、ひろしまLMOの設立エリアについては、概ね小学校区と言っており、例えば元小学校区であったところでもひろしまLMOの設立を認めている場合もあれば、1つの小学校区で複数のひろしまLMOが立ち上がる場合もあり、町内会や地区社協の意向も踏まえて、地域の実情に応じた設立を進めている。

(丸山委員)

- ・関連して整理したい点がある。ひろしまLMOの立上げにはある一定程度の小学校区程度の生活圏が想定されるが、例えば中学校区単位では、地域包括ケアの区域や民生委員児童委員の区域で、その地域に限定した地域活動やサービス提供がなされているが、今後、こういう様々な政策やサービスを、地域の枠組みがそれぞれずれている中でどのように推進していくのか。何か横串を刺すようなものがいずれ必要になってくるのではないかと思うので、そこについての言及をどうするのかというのは考えてもいいのではないかと思う。
- ・民生委員がいない地域もどんどん増えてきており、子どもだけでなく高齢者すら減っていく地域も郊外型で増えているため、今後、ひろしまLMO同士の共同での広域活動が出てくると思うので、今回ではないのかもしれないが、エリアの考え方については何か考えておく余地を残しておいた方がいいと思う。

(事務局)

- ・これまでひろしまLMOを立ち上げた地区は、地区社協の単位で設立しているので、今はエリアが曖昧になることはないが、今後のエリアの考え方は、委員御指摘のような形で予測をしなければいけないと思っている。それを条例の規定にするかどうかは今後の検討課題と受け止めている。

(作野座長)

- ・地域運営組織の設立範囲や範囲の決め方を条例で定めている自治体もあるので、条例にどこまで盛り込むかというのは留意いただきたい。
- ・この場で議論を深めたいのは、先ほど丸山委員に整理していただいた点で、個々の区域が分かれすぎるとややこしい問題になるということである。例えば、足すと中学校区になるということだと大きな問題はないが、住民の自主性を尊重した結果、非常にモザイク的な状況でひろしまLMOが乱立すると別の問題を引き起こす。
- ・島根県では過疎化が更に進むため、中山間地域の営農組織は広域化することになる。また、地域運営組織も広域化をするという流れになってきており、そういう認識は必要かと思う。

(事務局)

- ・ひろしまLMOを全140小学校区で展開していくと考えたときに、広島市としては、一つのひろしまLMOにつき年間最大600万円の財政支援を行うこととしているが、今議論になっているように、地域の実情に応じて更に細分化してひろしまLMOを設立するというこ

とになると、この上限が小学校区の140から上振れすることになる。

- ・市としては、ひろしまLMOの設立の単位は小学校区を基本とするが、例えば昭和の大合併前の旧市町村単位などで、連合町内会とか地区社会福祉協議会などが出来上がっている地域については、歴史的な背景を踏まえ、その単位でひろしまLMOの設立を認めている。
- ・そうした歴史的な背景がなく、単に1つの小学校区を2つ、3つに分けたいというのは基本的には認めないこととしており、基本的に小学校区、あるいは旧小学校区ベースでひろしまLMOの設立を進めていくという考え方である。

(作野座長)

- ・事務局からの説明でひろしまLMOの設立エリアについては、かなり明解になったと思う。
- ・ひろしまLMOについては、法政大学の名和田是彦先生が提唱する地域代表性の担保が今後ずっと問題になると思う。地域運営組織は多様な主体が入るため、できるだけ自由度が高く、柔軟で多様で革新的な地域コミュニティを作ることが目指されるが、その地で生まれ育った人からすると、場合によっては嫌な存在になるかもしれない。このため、地域運営組織と旧来の地縁組織が敵対関係になったり、あるいは市が地域運営組織に認定していても、地域では承認が得られていないとか、承認が得られていても、好きでやっているのだからそこに資金を出す市はけしからんということになりかねない。このことが先ほどのエリアと連動してくると思うので、条例案やその解説書で反映していただけるといいと思う。
- ・論点2に関連して、コミュニティ・スクールの仕組みは理解しているつもりだが、広島市での実態はどうか。コミュニティ・スクールがどういう形で機能しているかということについて教えていただきたい。

(教育委員会指導第二課長)

- ・本市では、令和2年度から学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールの導入を開始し、令和4年度、全ての市立小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校をコミュニティ・スクールとしている。各校が年間4回程度の協議会を開いており、まず絶対やらないといけないのがそれぞれの学校運営の基本方針を承認していただくことであり、その結果、学校運営を行っていく。
- ・その中で、地域の子どもの育ちをどのように考えてやっていくかということを地域の方としてしっかり熟議して、取組を考えていくということを踏まえてやっているところも多くある。例えば、ある地域では、地域の祭りの1つのブースを子どもたちに開放して、計画を立ててその運営をやっていく中で、子どもたちが祭りの中に参画していくという活動をしている事例もある。
- ・学校運営協議会を活発化させるために、学校教育活動地域連携推進事業という取組もやっており、地域の自然・歴史、伝統文化、キャリア教育の3つのテーマに沿って、地域の方を講師として招くなど、学校の授業に協力していただいている。そのテーマを考えるのを学校運営協議会の中で話をしてもらい、それぞれ決めた内容について、こういう人材が必要なので、地域の方に協力いただけますかという形で、地域の方に参画していただいて事業を進めている。

(丸山委員)

- ・コミュニティ・スクールや地域の人たちが子どもの育ちを応援するという活動はたくさんあると思うが、ひろしまLMOを通じて、子どもたちの育ちに対してこういうことを期待するとか、こういうことをひろしまLMOにしてもらおうと助かるなど、ひろしまLMOに対して要望したいことがあるか。

(教育委員会指導第二課長)

- ・例えば、ひろしまLMOにリーダーのような方がいて、その方に学校運営協議会に入っていたことで、協議会として地域の人材を探すときに、人材確保に協力していただけるような関係が理想的である。

(丸山委員)

- ・子どもたちにとって、もっとこういうことができたらいいいということを、ひろしまLMOに投げかけることによって何らかのリソースが提供できるような、そのニーズとそれに対するマッチングができたらもっとうまく回るということと理解した。

(作野座長)

- ・少し補足させていただくと、学校から見た地域は、地域と共にある学校作りということで学校運営協議会を設置している学校を通称コミュニティ・スクールという。一方、地域から学校を見ると、学校を核とした地域作りをスクールコミュニティという。これらが両方うまくいくというのがポイントである。
- ・コミュニティ・スクールの方は学校教育が中心、スクールコミュニティは社会教育が中心で、お互いが相互に互惠関係、持ちつ持たれつの関係にあるというのが望まれる。
- ・学校から地域を見た場合に、非常に重要なのは人材の整備であり、その人材が学校をサポートしていくことである。教育上の支援や、授業でゲストティーチャーなどを呼んだり、色々行事とか授業で人材が必要になってくるが、なかなか学校では整理しきれないため、あらかじめ人材バンクを作ったり、調整機能を持つことが期待される。
- ・一方、スクールコミュニティの方は、正にひろしまLMOがどういう地域を作っていきたいかということを描いたときに、学校はこうあってほしいとか、あるいは学校で学び育つ子どもたちはこういう子どもに育ってほしいということを、学校に働きかけていくことである。あるいは、積極的に学校のサポートに回り、学校を子どもの教育のためだけの場所とはしないような位置付けをしていくということが、基本的には文部科学省で整理されており、令和になってから全国的に目線は合っている。
- ・ただ、実際はどうかというと、地域それぞれで、同じ自治体の中でも学校によって差があったりするというのが実情と思う。今はどちらかというと小学校を念頭に置いているが、中学校、高等学校や特別支援学校もあることを考慮しないといけないと思う。

(デラコルダ川島委員)

- ・学校と地域をつなげようという目標を掲げて、様々な活動を行う中でも含まれていない主体があると思うため、具体的にどのようにして様々な主体に参加してもらうようにするのか。
- ・例えば、学校と地域をつなげている中で、学校運営協議会やスクールコミュニティの参加者は、例えばPTAのような学校と何らかの関わりのある組織に入っていないといけないの

か。

(作野座長)

- ・そんなことはないと思う。あまり好ましくないやり方は学校が1本釣り、このことはこの方にお願ひしますと言うと、それだけの関係になる。例えば、ひろしまLMOに投げかけると、ひろしまLMO側は幅広く様々な人材を把握しているので、この場合だったらこの方だとか、あるいはこういう人材をもっと育てて新たにチームを結成して学校に派遣しようということができると思う。

(デラコルダ川島委員)

- ・それができればとてもいいと思う。

(伊藤委員)

- ・小学校を中心にするというのは十分意義のあることだと思う。実際に大林LMOの取組でも次の世代を担う子どもたちを中心にしており実態として理解できる。ただ、座長が指摘したように、中学、高校等もあり、高校でも様々な地域課題解決に向けた学習に力を入れているので、もう少し広げてもいいかと思う。
- ・もう1点は、スクールコミュニティという表現であり、初めて聞いた言葉で感銘を受けた。条例骨子たたき台におけるひろしまLMOの定義を見ると、小学校とは出てくるが、要はスクールコミュニティというか社会教育施設が弱いと思う。ひろしまLMOの構成例には公民館が入っているので、前面に押し出す学校も、小学校だけではなく様々な種類の学校があり、多様な世代の交流という点では、公民館のような社会教育施設をもう少し重要な要素の1つとして定義等でも出してはどうかと思う。

(事務局)

- ・概ね小学校区を中心としてということについて、明治時代ぐらいまでさかのぼると、小学校区が昔の村などの単位であった。加えて、全国的なアンケートの結果でも出ているが、顔が見える関係の地域コミュニティという範囲を考えたときに、小学校区とか中学校区とか色々あるが、やはり小学校区を1つのまとまりと考えるとところが1番多かったということもあり、顔が見えるつながりの範囲として小学校区が最も適切であろうということで、小学校という施設ではなく、そのエリアの広さや昔の行政も含めたつながりの範囲としての小学校区というところからスタートしている。
- ・委員御指摘のように中学校等もあるので、それらにも言及していくというのも非常に大切だと思う。
- ・また、社会教育との関わりについては、市の地域コミュニティ活性化ビジョンの中で十分に言及できていない部分であると認識している。本市では社会教育の核である公民館が佐伯区を除いて中学校区ごとにあるため、ひろしまLMOとのエリア設定の違いがあり、ひろしまLMOの取組に取り込んでいく際の難しさがあるが、個々の小学校区をつなぐような意味合いで公民館が機能するというのは考えられると思う。
- ・社会教育は、地域コミュニティの活性化において、特に郷土愛の醸成や地域のことを知ってもらうという意味でも、学び続けていただくための大切な視点であると認識している。

(作野座長)

- ・スクールコミュニティは、文科省の用語で言うと、そのコミュニティ・スクールの学校運営協議会に対して地域学校協働本部を立ち上げるとなっているが、広島市では地域学校協働本部はあるのか。

(教育委員会指導第二課長)

- ・中学校で実施している絆プロジェクトがあり、その実行委員会にコーディネーターを1人配置し、地域の方たちで学習の支援をしてくれる方を募集して学校の放課後学習会を実施しており、これが地域学校協働本部に準ずるようなものと考えている。

(作野座長)

- ・基本的には地域学校協働本部は学校側に依拠するのではなく、地域側をベースにやるものであるため、コーディネーターは、例えば公民館所属など地域コミュニティに所属していることが多い。学校に常駐しているコーディネーターというのは、その役割は似てるかもしれないが、やはり学校教育を重視した配置だと思うので、市の取組は地域学校協働本部に似たようなシステムだと思う。

(教育委員会指導第二課長)

- ・ひろしまLMOに誰か1人コーディネーターのような仲介をしてくれる方がいれば、ひろしまLMO自体が地域学校協働本部になり得る可能性も十分あると思う。

(丸山委員)

- ・論点3の人材育成について、2月のシンポジウムと、3月、5月のワークショップに携わった気付きとしては、積極的に活動される方や、様々な知見をお持ちの方、地域のニーズを収集していらっしゃる方など様々な方に参加していただいたという感想とともに、旧態依然とした今までの古い地縁組織をそのまま維持、継続していきたいとお考えの方も、混在していると思った。
- ・私が広島県及び全国各地の地域福祉の実現に向けた取組事例を把握している限りでは、広島県内の中山間地域や郊外型の地域は人材が危機的な減少度合いであり、地域づくりは困難を極めていると思うが、広島市の場合は人材がこんなにいる、非常に豊富なマンパワーを持っている政令指定都市であるという可能性を痛感した。
- ・ひろしまLMOは、地域づくりの4つのリソース、ヒト、モノ、カネ、情報の中のカネについては、潤沢な資金を担保している。これは今後も継続していただけるとよいと思いつつ、それをうまく動かしていくのはやはり人だと思う。今回のシンポジウムとワークショップを通じて考え感じたのが、こんなにノウハウを持っている人たちがいるのに、みんな方向性が違うということが問題点であると把握した。
- ・今回、この意見を提案させていただいたのには、5つの理由がある。
- ・1つ目は福祉、子育て、防犯、防災などそれぞれの分野別に、それぞれのセクターが主催する人材育成研修はされているが、実際には大体同じ顔ぶれが参加しており、違うテーマの研修を同じ顔ぶれで午前と午後でやっている。それも大体10年、20年前から同じ人が参加

しているという状況で、要は人材のローテーションができておらず、もっと横断的に効率的に人材育成できないかと思う。

- ・ 2つ目は、自分たちの地域の問題点はどこで、何をゴールに設定し、どういうプロセスをたどっていけばいいかという手法、要は地域マネジメントがかなりハイレベルになっているということ。今回のワークショップでも、積極的な人たちが集まったのにもかかわらず、正直想定を超える意見は少なかったように、地域マネジメントについて、足並みが揃わないまま話し合ったとしても、いいアイデアは生み出せない。住民目線と、専門的知見を持つ人たちが対話したり、体系的な学びの機会を持ったりすることが必要なのではないか。
- ・ 3つ目は、その地域のリーダーである町内会長や各団体の長というのは、ほぼ輪番制で回っており、ある程度知見や人脈を持つ出来上がった人たちが3～5年おきに変わっていくので、ノウハウが属人化し、新任者になった途端にゼロに戻ってしまうため、そのノウハウを共有化して財産にできないかということである。
- ・ 4つ目は、ひろしまLMOの140団体認定が見えてきた段階で、同じ課題を持ち活動している団体が手を組んで、事業連携することが考えられるのではないかとということである。
- ・ 5つ目は、発信や発表する機会はあるのかということである。地域活動のいいところと、もうちょっと頑張ってもらいたいところ、偏りがあるところなどそれぞれのひろしまLMOには特徴があって、それを平準化して見る、要は客観視して定量的に見ることが今のところできていない。それをしっかり発信したり発表したりすることによって、その活動の透明性や、地域住民の参画の手応えなどそういったものを広く発信していく機会を継続して持つことによって、今後、多様な主体が連携や協働できていく道筋ができるのではないか。今は気まぐれで発信していたり、回覧板もペーパーで回っていたり、多くの人の目に届くような媒体になっていないというのが非常に問題かと思う。
- ・ こういったことを踏まえて、活動や運営をする人材について、体系的、継続的な人材育成システムの構築や側面的な支援ができるようなサポートの仕組みを条例に明記しておくことが必要ではないか。

(伊藤委員)

- ・ 丸山委員の御指摘はそのとおりだと思う。それぞれのひろしまLMO、あるいは地域コミュニティ全般でキーパーソンとなる人が少数でもいるかどうか、また、その人たちのスキルの継承が重要だと思う。
- ・ 例えば、地域活動で使えるようなアプリがあれば、そういったものをひろしまLMOの中で普及させると同時に、複数のひろしまLMOで集まって実践的なワークショップなどで普及していく。また、そうしたやり取りの中で新しいアイデアも出てくると思う。
- ・ 退職した男性の地域活動のデビューは、富山県の調査では10年ぐらいかかるそうだ。企業で役職だった人は、マネジメントのスキルを持っている人が多いため、積極的に地域活動に参加していただき、実践的なノウハウを伝授していただくというような機会づくりがすごく重要だと思う。

(デラコルダ川島委員)

- ・ 今は、小学校、中学校、高校だけではなく大学を含めて、学生は、地域に入ってそこでクリ

エイティブなことをしたいという気持ちを持っているはずである。若者が地域の中で自由に発言できずに終わってしまうことも多いが、そういう若者に勇気を与えて、発言できる機会をあげなければいけないと思う。地域と若者の間にはぶつかる壁があり、その壁があると多分何も変わらないのではないかと心配している。

- ・地域の主体には所属していないポテンシャルやスキルのある人が、積極的に地域に関わることができる仕組みを作らなければいけないと思うが、元々ある組織との話になってしまい、そこで動かなくなる。

(作野座長)

- ・先ほど丸山委員が人材育成について5点整理されたうち、1点目の人材のローテーションの問題はどれも同じようなことがあり、具体的に対応していないと、先ほどデラコルダ川島委員がおっしゃるようなことが起こってしまう。例えば、去年コミュニティ・スクールの全国大会があった鳥取県の南部町では、人口約1万人に対して社会教育委員を14人も置いている。任期3年のため、3年経ったらやりたくても辞めさせられ、強制的に人材がローテーションしていく。そうすると、3年でやり足りない人は地域で頑張ろうとする。
- ・興味深いのは、小、中学校はコミュニティ・スクールなどが熱心に行われているが、南部町には高校生はいるが高校はないため、高校生サークルを組織して活動をしている。その生徒たちも3年経ったら高校生でなくなるため、受け皿として新青年団を作って、10代、20代の若者たちが高校生サークルと一緒にやってやりたいことをやっている。そして、その親世代、保護者世代が社会教育委員になっており、人材のローテーションができていますので、南部町ではやるのがどんどん噛み合っている。
- ・それと2点目の学びの重要性で、学びというと子どもの学びが目立つが、大人の学びが非常に重要だと考えている。私は様々な地域で地域づくりに関わるが、大体うまくいっていないところほど文句が多い。結局、自分の立ち位置を理解していない。なぜ理解していないかというと、学んでいないからである。
- ・結局自分たちの価値が全て正しいと思っている人たちには、何をどう言っても変わらない。子どもが大人を変えていくし、大人たちは辛抱強く学びを続けるべきである。
- ・子どもも大人も学ぶ、そういう社会教育が重要だと思う。

(事務局)

- ・先ほども補足説明で御紹介させていただいたように、スタディツアーで、若者と地域活動の現場との交流を市が意図的に作っている取組については、手応えを感じている部分があり、実際にこの取組がきっかけで町内会に入られた方もいる。
- ・ひろしまLMOの人材を確保するための助成金として年度上限額300万円を用意しているので、地域には知恵を絞ってこの助成金を活用していただきたいと考えている。つまり、人材のローテーションがうまくいっていないということにも関わると思うが、若い方を呼び込むためにあえて事務員に若い方を雇用するとか、若い方でICTが使える方をあえて雇用するとか、事務員の雇用方法についても地域がアイデアや知恵を凝らすような仕掛けができると考えている。
- ・そういったひろしまLMOでの成功事例について、これからひろしまLMOを立ち上げよう

としている地域や、既に立ち上げているが新しいアイデアなどが欲しいという地域もあると思うので、団体交流の一環として視察をしてもらったり、既に立ち上がったひろしまLMOがこれから立ち上げようとしている地域に出向き体験談等の説明をってもらう取組も、今年度から新規で始めようとしている。

- ・丸山委員も御指摘のように、地域包括支援センターでは毎年事例報告会を行っているが、地域包括支援センターの職員等からは非常に参考になったという評価をいただいております、そういった形で成功事例が取組のヒントになると思うので、団体間の交流や事例を共有するような仕掛けを作っていきたいと考えています。

(事務局)

- ・論点3について、カネを使うのもモノを使うのもヒトであるので、やはり地域の中での1番重要な資源はヒトであるのは間違いないと思う。そして、そういった人材を育成するための方法というのは、市としては様々な取組を行っているが、不斷の努力で継続していくしかないと思っている。
- ・そういった住民の意識啓発、意識改革などを含め、どのような形で地域の人材育成を進めていくのがいいのかといったところを、この条例に何らかの形で盛り込んでいければと思っている。今日の皆様の御意見を真摯に受け止めさせていただいて、どういった対応ができるのかということを私どもの方でも考えていきたいと思う。

(3) 地方自治法の一部を改正する法律（「指定地域共同活動団体」制度）の概要について

事務局が資料3「地方自治法の一部を改正する法律（「指定地域共同活動団体」制度）の概要について」を説明

(作野座長)

- ・この地方自治法の改正に関しては、あくまで法律上の定めで、これをどう運用していくかというのは今後の議論になると思う。

(伊藤委員)

- ・資料3で、「条例で定める」とあるが、これは市として指定地域共同活動団体に関する条例を作るのか、あるいは地域コミュニティ活性化推進条例の中にこの指定地域共同活動団体の趣旨等を取り込むこともあり得ると考えているのか。
- ・資料3の2(6)に「行政財産の貸付」とあるが、現在ひろしまLMOで行政財産の貸付を行っているものがあるのか、あるいは行政財産の貸付を行うには新しく条例を必要とするのか。

(事務局)

- ・まず1点目については、本市では正に条例策定の検討をしている最中であり、いいタイミングかと思うが、国から細かい留意事項などが一切示されていない状況であるため、引き続き、国の動向を注視している。
- ・2点目については、行政財産の貸付けは、相手方を一般競争入札により選定することが原則とされているため、ひろしまLMO等の地域団体に対する随意契約による貸付けは困難な状

況だと認識している。

- ・このため、ひろしまLMO等を始めとした地域団体が行政財産の使用を希望する場合には、その用途や目的を妨げない限度において、目的外使用許可として一時的に行政財産の使用を認めることで対応しているのが現状である。そういった意味では、この指定地域共同活動団体に行政財産の貸付けを認めることに関しては意義のあることではないかと受け止めている。

(事務局)

- ・ひろしまLMOの活動拠点として広島市が所有する集会所を活用している事例はある。集会所は、基本的には小学校区ごとに設けており、集会所は行政財産ではなく普通財産である。市は集会所を運営する集会所運営委員会に建物を無償で貸し付けており、集会所の使っていない部分を、集会所運営委員会がひろしまLMOに有償で貸し付け、ひろしまLMOの事務所として使用している事例があり、ひろしまLMOの半分近くは集会所を拠点としている状況である。

(作野座長)

- ・以上で議事を終了したので、本日の会議はここまでとする。